

内部留保の社会的活用と 日本経済

内部留保の社会的活用

小栗 崇資

1 はじめに

巨額の内部留保の存在について、今日では多くのマスメディアや研究者がその問題を論じるに至っているのは周知の通りである。雇用の切り捨てや非正規化が進む一方で、内部留保を増大させている大企業の姿勢への批判が高まっており、企業の内部留保の活用をめぐる政府や国会でも取り上げられる機会も増えている*¹。大企業の側は「内部留保は生産設備などに使われており、現金に換えることはほとんど不可能」（日本経団連代表の国会発言）との見解を表明しているが、果たしてそうであろうか。内部留保問題の検討は現在ますます重要となっている。特に日本経済の進路にとってどのような内部留保の活用法や政策が考えられるかについては、必ずしも十分な論議がなされてきたというわけではない。本稿では内部留保問題を検討し、その社会的活用について提言したい。

2 内部留保とは何か

内部留保の定義

内部留保は元々は会計学における用語であるが、近年、経済学の中でも使われるようになってきている。経済政策や財政政策において内部留保

をどのように活用するかが論議の俎上に上るようになった今日の段階では、経済学的な内部留保の概念について検討しておく必要がある。

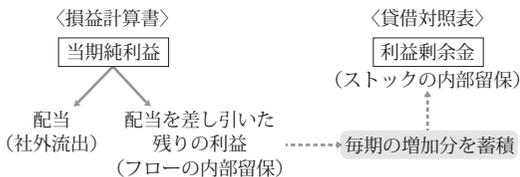
経済学において内部留保に相当するのは資本蓄積という概念である。資本は生み出した剰余価値（利潤）の内、配当等に支払った残りを新たな追加資本として充用し資本のさらなる増殖を図ろうとするが、このように剰余価値を資本に転化することを経済学的に資本蓄積と呼ぶ*²。資本蓄積においては、追加資本が生産過程に投下され、それが繰り返されることによって蓄積が蓄積を生む運動が生みだされる。資本蓄積は拡大された規模での再生産、つまり拡大再生産を意味する。資本蓄積のためにはまずは剰余価値の一部がただちに資本に再投下されるのではなく積立てられなければならないが、そうした部分は蓄積ファンドと呼ばれる*³。厳密に言えば蓄積ファンドが資本として再投下されたときに資本蓄積が進むということができる。会計学における内部留保は、企業内部への利潤の積み立てを表わす概念であり、そうした意味で蓄積ファンドの概念に近いといえる。

基本的には資本蓄積はこのような生産過程への継続的・拡大的な追加資本としての投下を意味するが、今日では資本は生産過程における実物投資として投下されるだけでなく、株式や債券など

への金融投資として投下される度が高まっている。金融資本主義的な段階にある現代資本主義においては、資本蓄積の概念をより拡張して捉えることが必要である。現代では蓄積された資本は、生産的に充用されることなく非生産的な資本として金融資本主義を加速させる方向へと投下される傾向にある。それは生産の観点から見れば過剰な蓄積によって生まれた過剰資本である*⁴。内部留保は蓄積ファンドに近い概念であるので、内部留保が生産的な資本として使われているのか、過剰資本として生産以外に投下されているのかを見ることが重要となる。今日の内部留保を検討するうえで、このような経済学的観点から見た資本蓄積の段階や過剰資本の問題などを念頭において進めることが求められている*⁵。

それでは会計的な概念としての内部留保とは何であろうか。内部留保は企業において利益の蓄積として現れるが、利益の蓄積は会計（財務諸表）を通じて行われ表示される。内部留保にはフローとストックの両側面がある。それは毎期、内部留保の増加分がフローとなり、そのフローの蓄積分がストックの内部留保となるという関係にある。基本的に、内部留保のフローは、損益計算書で表示される当期純利益から社外流出となる配当を除いた分を指し、内部留保のストックは、配当を支払った残りの利益が蓄積される貸借対照表の利益剰余金によって表示される。その関係を表わせれば図1のようになる。

図1 内部留保の基本的仕組み

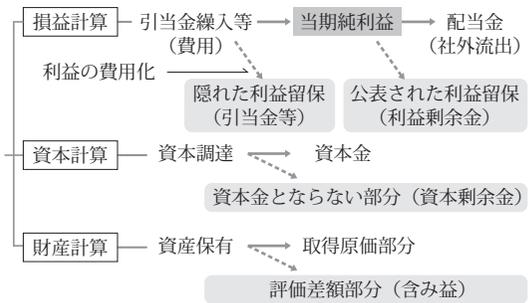


さらに問題となるのは、このような誰の眼にも明らかな利益の蓄積（公表内部留保という）だけでなく、見えない形での隠れた利益の企業内部への蓄積（実質内部留保という）が行われることである。隠れた利益の蓄積は、個別企業の財務・会計政策によって行われるが、それは制度や政策（会計制度や税制）による容認や支援なしには実現できない。特に日本では歴史的に法人税法や租税特別措置法等による内部留保促進策がとられてきたが、国による大企業優遇措置として制度的な内部留保の大きかりな形成が図られてきたといわねばならない*⁶。

内部留保はどのように生まれるか

それでは、公表内部留保、実質内部留保はどのようにして生まれるのであろうか。内部留保の全体像を示す図2にもとづきその要点を見てみることにしたい。

図2 内部留保の全体像



図にあるように、内部留保は基本的に3つの計算から生まれると考えられる（小栗・谷江・山口〔2015〕）。

第1は、損益計算から生まれる内部留保である。損益計算においては「収益－費用＝当期純利益」というように収益から費用が控除されて当期純利益が計算されるが、1つは当期純利益が計算され、配当金が社外流出した後に、社内留保分が

利益剰余金となることによって生まれる内部留保である。この留保は、損益計算書における当期純利益の一部が貸借対照表における「利益剰余金」に転化するプロセスが財務諸表上、明白であり、誰もが認める公表された利益留保であることから公表内部留保ないしは狭義の内部留保と呼ばれる。

もう1つが、当期純利益を計算する前段階において生まれる内部留保である。それは本来の費用ではないが、費用の名目で差し引いた利益を企業内部にストックすることから生まれる引当金等のような内部留保である。これを「利益の費用化」というが、利益の費用化による内部留保は損益計算の過程に隠されているという意味で、隠れた利益留保といえることができる。隠れた利益留保は、実質内部留保ないしは広義の内部留保と呼ばれ、「引当金」や「特別法上の準備金」がそれに当たる。引当金・準備金は将来の支出に備えるという名目で事前に費用として計上して設定されるものである。費用にした分だけ利益が減少するが、その費用は現金支出を伴わないので、企業内に資金として留保されることになる。それらが内部留保項目であることは、日本銀行の「主要企業経営分析」や財務省の「法人企業統計」でも内部留保として処理されていることに示されるように、一般にも周知のこととなっている。

第2は、資本計算から生まれる内部留保である。株式の発行による資本調達が行われる際、株主からの払込資本は原則的には全額を資本金とすべきとされるが、これまでその一部は資本金ではなく資本剰余金（資本準備金）に組み替えられてきた。歴史的には額面を超える超過分であるプレミアム（の全部または一部）が資本であるか利益であるかの論議が行われてきたが、額面株式が廃止された今日でも資本金に組み入れられない資本準備金をどう見るかは大きな論点となっている。

諸説があり、すべてが資本であるという説から、

部分的に資本と見る説やすべてを利益同然の内部留保と見る説まで幅広く存在するが、本稿は、資本金とならなかった部分を資本市場から収奪されたものとして留保利益と同様に運用可能なものであるとする立場に立っている^{*7}。2006年の会社法では、「その他資本剰余金」は利益剰余金と同じく分配可能な剰余金となり、「資本準備金」もその他資本剰余金に組み替えることによって分配することが可能となっている。こうした規定にもとづけば、過去の論議はともあれ、今日では制度的に「資本剰余金」(資本準備金+その他資本準備金)は分配可能な存在となったと見ることができる。現に多くの企業では赤字の場合に資本準備金を取り崩して配当に充てる実務がなされている^{*8}。そのような制度と実態の分析から見れば、「資本剰余金」は実質内部留保の重要な項目として位置づけられなければならない。「法人企業統計」でも「その他資本剰余金」を内部留保に加えているが、本稿ではさらに「資本準備金」も含めた「資本剰余金」全体を実質内部留保としてとらえたい。

第3は、財産計算から生まれる内部留保である。現代の会計においては時価評価会計（公正価値会計）が適用されるが、そこでは保有資産・負債について時価評価がなされ評価差額（その他の包括利益）が計算される。時価評価によって計算される評価差額（未実現損益）が内部留保であるか否かが問題となるが、時価評価が制度化される以前から、含み益を内部留保として捉える見解が出されている^{*9}。留保される利益を実現利益に限定せず、経済学的な利益に近いものとして広義に理解すれば、資本（純資産）の部に示される「評価・換算差額等」（連結財務諸表では「その他の包括利益累計額」）は内部留保ということになる。実質内部留保は広義の内部留保とも呼ばれ、利益を広義に捉えることで評価・換算差額等を広義の内部留保として位置づけることができるのである。

ただ留意すべきは、評価・換算差額等の分析は内部留保分析を補完するものであるという点である。これまで見てきた内部留保項目は、利益留保であるとともに資金留保であった。内部留保は、企業（資本）が資本蓄積として活用することを前提にした概念である。資金として資本への再投下が可能であることが想定されている。そうした点から見れば、評価差額等は実際の資金としては存在していない。あえていえば、いざとなれば売却によって実現しうる資金としての潜在的な資金といえることができる。したがって、評価差額等を広義の内部留保に加えるとしても、従来の内部留保分析の補完物として捉えることが必要であると考えられる。

以上の観点に立てば、公表内部留保は「利益剰余金」からなり、実質内部留保は「利益剰余金」「資本剰余金」「引当金・特別法上の準備金」「評価差額等」からなると見ることができる。

なお実質内部留保の算定において「自己株式」の扱いが問題となる。会社法および会計基準では、自己株式の取得は株主への分配とみなされ、自己株式の取得は内部留保の取り崩しであるかのように説明される。法人企業統計でも、内部留保から自己株式の額を差し引いて計算している。しかし、2001年まで商法では自己株式は資産として処理されており、内部留保の控除項目ではなかったが、制度上の扱いの変更によってそのようになったのである。

自己株式は金庫株（金庫に保有する株）と呼ばれるように内部留保として実質的に温存されていると見るべきである。現にアメリカでは自己株式を株価上昇時に売却する実務が盛んに行われている。そのような売却があれば、以前よりも増大した資金として再び回収されることになる。つまり自己株式取得は現金が自己株式に変わっただけで、内部留保であることに変動はないと見なければ

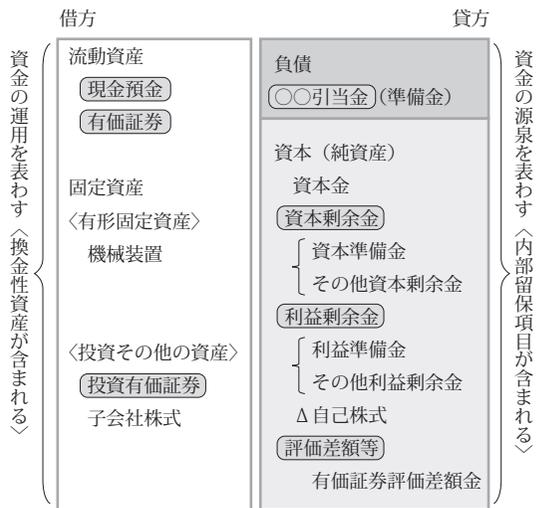
ならない。会社法および会計基準が資本控除説（資本から控除する表示法）に変わったからといって内部留保から自己株式を差し引くべきではないと考えられる^{*10}。

内部留保の項目

それでは次に、ストックとしての内部留保について貸借対照表の項目に即して見ていこう。

図3は貸借対照表の仕組みと内部留保を示したものである。貸借対照表は、企業に投入された資金をコインの裏表のように運用と源泉の両面から示すものである。

図3 貸借対照表の仕組みと内部留保（左右は同じ金額）



借方側（左側）は、企業に投下された資金の具体的な運用（使途）を示している。例えば、資金を設備投資に使えば、有形固定資産の中に「機械装置」として表わされる。また資金を金融投資に投下すれば、流動資産の中の「有価証券」や固定資産（投資その他の資産）の中の「投資有価証券」として表わされる（「現金預金」をはじめそれらを線で囲んだのは、後に論じるように、内部留保から生じた活用可能な換金性資産が存在すること

を示すためである)。貸方側（右側）は、企業に投下された資金の源泉（調達）を示している。例えば、負債は銀行等からの借り入れた資金を表わし、資本（会社法では純資産）は株主から出資された資本および利益の留保を表わす。内部留保は貸借対照表の右側の項目として現われる。なぜならば、内部留保は資金の源泉の一種である内部資金として位置付けられるからである。

線で囲んだ引当金（準備金）、資本剰余金、利益剰余金、評価差額等が内部留保項目である。引当金は、貸倒引当金や製品保証引当金、退職給付引当金のように予想される将来支出を意味する名前が付けられている。資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金の2つからなり、利益剰余金は利益準備金とその他利益剰余金の2つからなる。2つの準備金は会社法が資本維持のために設定を求める法的準備金であるが、内部留保であることに変わりはない。評価・換算差額等には長期保有の投資有価証券の評価損益やヘッジ目的のデリバティブから生じる評価損益などの様々な資産の評価損益が含まれる。

3 21世紀における内部留保の特徴

急激な内部留保の増加

それでは内部留保の実態はどのようになっているのであろうか。まず21世紀に入って以降の内部留保の特徴を明らかにしたい。本稿では資本金10億円以上の約5000社の大企業（金融を除く全産業）のデータをメインに据えて分析を行い検討することとしたい。財務省「法人企業統計」を使って、2001年度から今日までの財務諸表項目の推移を分析すると、2000年度以前とは比べものにならないほどの膨大な内部留保が形成されたことが明らかとなる。

表1は、大企業（資本金10億円以上）の主要な項目の01年度から17年度までの推移を示したものである。表では、17年度までの変化を見るために、01年度から17年度への倍率を表示している。

内部留保については、図表の下段に公表内部留保と実質内部留保を示している。公表内部留保となるのは、公表利益の蓄積分である「利益剰余金」である。実質内部留保となるのは、「利益剰余金」

表1 大企業（資本金10億円以上、全産業約5500社）の内部留保と主要項目の推移（単位：兆円）

主要項目・関連項目	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
総資産	591.4	571.0	585.8	603.1	630.5	657.2	662.8	667.5
設備投資(有形固定資産)	217.9	212.3	209.3	208.3	205.9	208.8	209.2	197.1
金融投資(金融資産)	131.8	124.6	139.5	148.9	164.1	172.3	167.1	192.1
金融資産(推計)	68.4	64.4	68.5	72.3	75.8	78.1	75.3	83.2
子会社投資(推計)	63.4	60.2	71.0	76.6	88.3	94.2	91.8	108.9
自己株式	-	-	-	4.9	7.5	9.4	11.2	13.2
売上高	512.5	500.8	508.5	539.3	565.2	598.0	622.1	588.1
当期純利益	▲2.5	4.2	8.7	9.6	15.9	19.7	17.6	4.0
役員給与・賞与(億円)	8,240	9,733	9,450	12,668	15,454	9,309	10,145	8,826
配当金	3.1	4.1	5.1	5.3	8.6	12.0	10.3	9.1
従業員給付	52.0	50.2	49.9	49.1	48.5	48.5	49.2	49.7
労働分配率	62.9%	60.0%	58.1%	55.3%	53.8%	52.3%	51.8%	80.2%
従業員数(人)	6,810,483	6,850,810	6,749,110	6,775,812	6,743,324	6,822,199	6,971,894	7,257,213
従業員1人当たり給付(万円)	764	733	739	725	719	711	706	685
公表内部留保(狭義)	84.7	84.7	94.3	106.1	117.8	128.3	135.7	133.2
実質内部留保(広義)	167.8	163.7	179.5	198.4	220.1	232.8	235.4	241.4

に他の様々な項目に隠された実質利益の蓄積分を加えたものであり、「利益剰余金+資本剰余金+引当金・準備金+その他」によって算出している*11。

内部留保がピークに達する17年度までを見てみよう。公表内部留保は01年度の84.7兆円から17年度の216.6兆円にまで増大しており、実質内部留保も167.8兆円から363.0兆円に激増している。総資産の倍率149.3%にたいして、公表内部留保の倍率は255.7%、実質内部留保の倍率は216.3%と、いずれも総資産の倍率を大きく上回っている。この17年間に内部留保が飛躍的に進んだことは明らかである。

17年度の公表内部留保216.6兆円は、同年度の名目GDP（国内総生産）546.5兆円の約40%に匹敵するが、このような大企業における巨額な内部留保が、日本経済にどのような意味をもつかについて検討しなければならない。

日本経済における内部留保の推移

21世紀に入って以降の内部留保の増加は、それまでのものと比較してどのような違いがあるのだろうか。資本金10億円以上の大企業におけ

る、総資産に占める公表内部留保（利益剰余金）の割合の変化を金額とともに、経済の節目となるほぼ16年間ごとの段階に区切って見てみたい。内部留保の割合の推移によって、日本経済の質的な変化が明らかになると思われるからである。その結果は次のようになる。

◎ 1971～1986年度

総資産	79.0兆円→302.4兆円
内部留保	5.5兆円→36.2兆円
内部留保の割合	7.0%→12.0%
	(5.0ポイントの増加)

◎ 1986～2001年度

総資産	302.4兆円→591.4兆円
内部留保	36.2兆円→84.7兆円
内部留保の割合	12.0%→14.3%
	(2.3ポイントの増加)

◎ 2001～2017年度

総資産	591.4兆円→883.4兆円
内部留保	84.7兆円→216.6兆円
内部留保の割合	14.3%→24.5%
	(10.2ポイントの増加)

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	01対17年
699.4	711.3	728.3	736.5	763.5	789.5	798.5	845.9	883.4	149.3%
197.3	197.2	195.4	192.5	190.9	192.7	196.0	198.9	199.7	91.6%
224.4	236.6	241.9	255.7	271.4	287.2	288.6	315.5	327.5	248.5%
95.3	102.8	103.4	107.9	114.8	121.1	123.2	135.8	137.1	200.4%
129.1	133.8	138.5	147.8	156.6	166.1	165.4	179.7	190.5	300.5%
13.0	12.4	11.6	11.6	11.4	12.3	14.7	16.0	17.9	
517.0	542.5	537.9	535.2	559.7	565.2	547.2	537.2	568.7	111.0%
7.2	12.3	10.9	13.0	23.9	25.8	26.2	29.6	37.0	
8,322	8,483	8,453	8,237	8,281	8,526	8,630	8,624	9,032	109.6%
7.0	7.4	8.7	10.6	10.6	12.1	17.3	15.5	17.5	564.5%
51.2	51.2	51.4	49.9	50.0	50.6	50.8	50.8	52.2	100.4%
63.8%	57.0%	60.6%	59.5%	55.0%	54.0%	51.9%	52.8%	50.9%	
7,664,567	7,503,199	7,572,367	7,280,781	7,366,909	7,432,668	7,525,627	7,268,358	7,570,374	111.2%
668	682	679	686	679	680	675	699	695	91.0%
135.9	141.3	141.3	142.8	157.2	170.5	182.2	196.0	216.6	255.7%
260.7	267.6	270.4	283.7	293.5	314.3	323.0	341.1	363.0	216.3%

1971～1986年度は、国際通貨危機とオイルショックの影響下で高度成長から低成長への移行を経て、再び景気回復過程に入る段階であり、バブル突入直前の段階である。内部留保の割合は、7.0%から12.0%へと5.0ポイント増加している。

1986～2001年度は、バブル経済の隆盛とその崩壊後の不況の段階である。内部留保の割合は、12.0%から14.3%へと2.3ポイント増加している。意外なのは71～86年度の5.0ポイント増の半分程度の増加があったという点である。バブル期(86～91年度)には内部留保の割合にほとんど変化がなく、90年代不況に入って以降の1991～2001年度に12.3%から14.3%へ増加した点が特徴である。バブル期には大盤振る舞いのように利益分配が盛んに行われたと推測される。逆に不況期に入ると利益を可能な限り内部に留保する傾向が強まったと考えられる。経済リスク増大への対応の中で、資金を企業内に溜め込もうとする防衛意識が強まったと考えられる。

2001～2017年度は21世紀に入ってから今日に至る段階であり、内部留保が極端に増加した段階である。内部留保の割合は14.3%から24.5%へと10.2ポイントも増加している。以前の2つの期における内部留保の占める割合の増加が2～5ポイント台であったことと比較すると、その増加の割合はかなり異様である。このように比較してみると、2001年度以降の段階は内部留保の急激かつ大幅な増加の時期であったということが出来る。日本経済における内部留保は過去最高の蓄積状態に達しているのである。

4 内部留保の使途

そうした内部留保の使途について見てみよう。大企業の内部留保については国会等で設備投資に使われているという説明が繰り返されてきたが、資金の使途は設備投資ではなく金融投資や子会社

投資に向けられている。

設備投資は表1では、有形固定資産によって表わされ、金融投資は、基本的には流動資産の中の現金・預金と有価証券、固定資産の中の株式、公社債、その他の有価証券の合計で表わされる。しかし、法人企業統計では株式が純粹の金融投資と子会社投資の合算数値となっている点に留意しなければならない。子会社投資からは配当という形の金融収益を得るので、そうした投資は広義の金融投資であるが、さらに本稿では、推計によって純粹の金融投資部分(狭義の金融投資)と子会社投資部分を区分している。主要な大企業の金融投資と子会社投資の割合は、ほぼ1対4の割合であるので、株式の5分の1を金融投資部分、5分の4を子会社投資部分と推計して分析を行っている*¹²。

設備投資について見れば、設備投資は増加するどころか2001年の217.9兆円から2017年には199.7兆円へ18.2兆円も減少している。設備投資は01年にピークに達しこれまでの過去最高の額を記録したが、それ以降減少し続けている。それに対し、広義の金融投資は131.8兆円から327.5兆円に195.7兆円も増加している。09年には金融投資の額の方が設備投資を上回る逆転現象が生じている。また狭義の金融投資も、01年の68.4兆円から137.1兆円へ68.7兆円増加している。このような金融投資の増加は以前の2つの段階では見られなかったことであり、そのことが日本の経済を金融資本主義へと変質させていったということができる。

さらに改正商法とその後の会社法で容認された自社株買いにも資金は投下されており、14年には17.9兆円にも達している。その結果、自社が筆頭株主となった上場企業は300社を超え、自社が10位以内に入る企業は上場企業の4割近くに至るといった異常な事態となっている。自社株買い

は、ROE（株主資本利益率）を上げることで株価を高める効果をもち、それにより売却益を出したりM&Aの資金として運用されるなど、企業の錬金術の手段となりつつある。

子会社投資も拡大しており、その投資額（推計）は63.4兆円から190.5兆円へ127.1兆円も増加している。今日では本社（親会社）において事業を充実させるのではなく、子会社を増やして企業グループを拡大する傾向にある。近年では海外における子会社設立やM&Aによる子会社買収が激増しており、日本経済の空洞化をもたらす原因となっている。

自社株も金融投資の一種であるのでこれを金融投資に加えると86.6兆円増となり、公表内部留保の増加分131.9兆円のうち約66%が金融投資等に回ったということになる。子会社投資を加えれば、公表内部留保だけでなく実質内部留保を超える資金（借入金を含めた資金）が金融投資と子会社投資に投入されたと考えられるのである。

こうした点を見れば、莫大な内部留保は生産的な使われ方ではなく、株主資本主義あるいは金融資本主義を助長するような使われ方がなされているといわねばならない。

5 内部留保激増の要因

内部留保の形成は、主として売上高が伸び多額の利益が創出されることによってなされる。71～86年度は、売上高が4.2倍（82.3兆円→347.7兆円）に急上昇し、当期純利益も2.9倍（1.5兆円→4.3兆円）に伸びる中から内部留保が形成された。高度成長が減速したとはいえ、なお右肩上がりの経済が続く中での内部留保の増加であった。86～01年度は、前半はバブルが過熱し後半にはじける形となったが、売上高の伸びは1.5倍（347.7兆円→512.5兆円）となり当期純利益も平均5兆円台となったことから、相当額の内部

留保の増加が生じた。しかし、01～17年度は様相が異なっている。売上高は1.1倍（512.5兆円→568.7兆円）とほとんど伸びていないにもかかわらず利益が大幅に増加し、その多くが内部留保に回っているのである。

なぜ21世紀に入ってから巨額な内部留保の形成に至ったのであろうか。

それは1990年代末からの新自由主義的な政策の結果であると考えられる。第1は、従来の日本的な雇用制度を解体して、正規雇用を減らす一方、非正規雇用を拡大することにより、労働者の人件費全体を抑制するという政策であり、第2は、消費税の増税と抱き合わせる形で、法人税の減税を進めるという政策である。

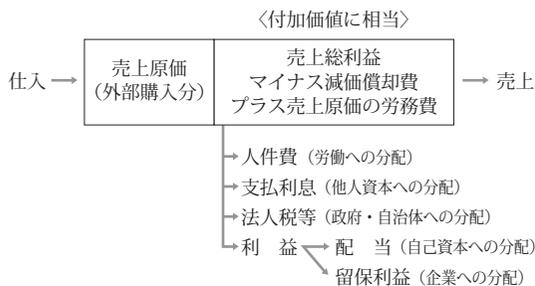
人件費の削減

第1の政策の結果は次のようなデータに現われている。表1によれば、01年度から17年度にかけて他の数値の多くが増加しているにもかかわらず、従業員給付（従業員給与・賞与と福利厚生費の合計額）は52.0兆円から一貫して下回る状態を続けてきた。ようやく17年度になって01年度の水準を超える52.2兆円に戻った段階にある。何よりも従業員1人当たり給付の推移をみると、従業員給付の低下は歴然である。01年度に764万円であった給付は、連続して低下し続け15年度の段階では675万円という過去25年間の中でも最低を記録した^{*13}。17年度になって少し回復し695万円となったが、依然として01年度の764万円には及ばない状況にある。従業員給付総額のピークは97年度の54.0兆円、98年度の53.1兆円であるが、1人当たり給付では、97年度742万円、98年度732万円であるので、1人当たりのピークは01年度の764万円ということになる。従業員給付は2000年前後をピークとして、その後急激に低下していったといえることができる。

これは、法人企業統計における従業員給付および従業員数の中に、正規の従業員（常用従業員）とともに臨時やパートの従業員が含まれていることの反映である。非正規の従業員を増やすことによって、正規の従業員の賃金も抑制しつつ、人件費（従業員給付）全体を切り下げてきているのである。

人件費の削減は、内部留保の増大を生み出していると考えられる。それは付加価値の分配が変化するからである。付加価値は、企業会計においては売上高から外部購入分である売上原価を控除して得られる売上総利益から減価償却費を差し引いた分がほぼ相当すると考えられ（売上原価に含まれる製造原価の中の労務費は付加価値に入る）、損益計算の過程はそこからの付加価値の分配を表わすものとなる（図4）^{*14}。

図4 付加価値の分配



図にあるように、例えば人件費への分配が減少すれば、その分は利益に回っていくことになる。

後に触れるが、法人税等が減少しても、同様にその分が利益に回っていくことになるのである。

であるとすれば、人件費の削減はどのくらい内部留保へと転化しているのだろうか。仮に01年度の1人当たり給付764万円が毎年度同じ額で維持され続けたと仮定すれば、支払われなかった差額を計算することができる。法人企業統計の従業員数に764万円を乗じた額と、実際の給付額との差額が人件費として削減され留保されたと見ることができる。そうした差額を年度ごとに計算したのが、表2である。

そうした差額の合計は77.4兆円にも達する。非正規雇用がいかにも多額の人件費を削減させ、それがいかに巨額の内部留保を生み出す要因となったかを如実に示している。このようにして労働者に支払われなかった給付分が利益を増加させ、内部留保に積み上がっていったのである。

法人税の減税

第2の政策の面でも、法人税の減税分は経済成長に寄与するどころか、内部留保へと回っていく結果となった（大企業優遇税制もあるが本稿では法人税減税に焦点を当てている）。1997年度まで37.5%であった税率が、消費増税を機に98年度には34.5%に引き下げられ、01年から11年までは30.0%となり、12年からは25.5%、15年には23.9%となっていった。これに住民税、事業

表2 人件費（従業員給付）の削減分（単位：兆円）

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
従業員給付（実際額）	52.0	50.2	49.9	49.1	48.5	48.5	49.2	49.7	51.2
764万円の場合の給付総額	52.0	52.3	51.5	51.7	51.5	52.1	53.2	55.4	58.5
差額	0.0	2.1	1.6	2.6	3.0	3.6	4.0	5.7	7.3
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計額
従業員給付（実際額）	51.2	51.4	49.9	50.0	50.6	50.8	50.8	52.2	855.2
764万円の場合の給付総額	57.3	57.8	55.6	56.2	56.7	57.5	55.5	57.8	932.6
差額	6.1	6.4	5.7	6.2	6.1	6.7	4.7	5.6	77.4

表3 法人3税の減税相当分(単位:兆円)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
法人3税(実際額)	1.6	6.1	7.5	7.9	9.5	9.8	10.5	6.6	5.6
49.98%との差額	0.4	1.4	1.7	1.8	2.2	2.2	2.4	1.5	1.3
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計額
法人3税(実際額)	6.4	6.5	7.2	8.7	8.5	8.5	7.9	8.8	127.6
49.98%との差額	1.5	1.5	2.3	2.8	2.7	4.3	4.1	4.5	38.6

税を加えた法人3税の実効税率(東京)で見ると、97年までは49.98%であったものが、01年から03年までは40.86%、04年から11年までは40.69%、12年から14年までは震災復興のための特別法人税が加算されて38.01%、15年には33.06%となっていったといえることができる^{*15}。

仮に実効税率49.98%の法人3税(法人税、住民税、事業税)が17年まで課税されたと想定すると、支払われなかった差額を計算することができる。01年度から03年度までの法人3税は、実際の支払額より1.223倍(49.98/40.86=1.223)多くなり、04年度から11年度は1.228倍(49.98/40.69=1.228)、12年度から14年度は1.315倍(49.98/38.01=1.315)、15年度から17年度は1.512倍(49.98/33.06=1.512)多くなるはずである。この計算式によって差額を計算すると表3のようになる。

表から見れば、大企業が法人税減税の恩恵により支払わずに済んだ合計額は38.6兆円に達する。先に述べたように、付加価値の分配上、法人税等が減少すれば、その分がやはり利益の増加を通じて内部留保に回っていくことになる。しかもその分は消費税増税が肩代わりしたことになり、国民が負担した形で企業の減税分が内部留保に積み上がったと見ることができる^{*16}。

こうした点から、第1の分の77.4兆円と第2の分の38.6兆円の合計116.0兆円が、膨大な内部留保の増加の主要な要因となったと考えられるのである。

6 内部留保の構造

以上の分析をもとに、71～86年度、86～01年度、01～17年度の3つの段階の内部留保がどのような構造にあるかを図で表わしてみたい。図5は3つの段階における増加内部留保の要因と用途を示したものである。

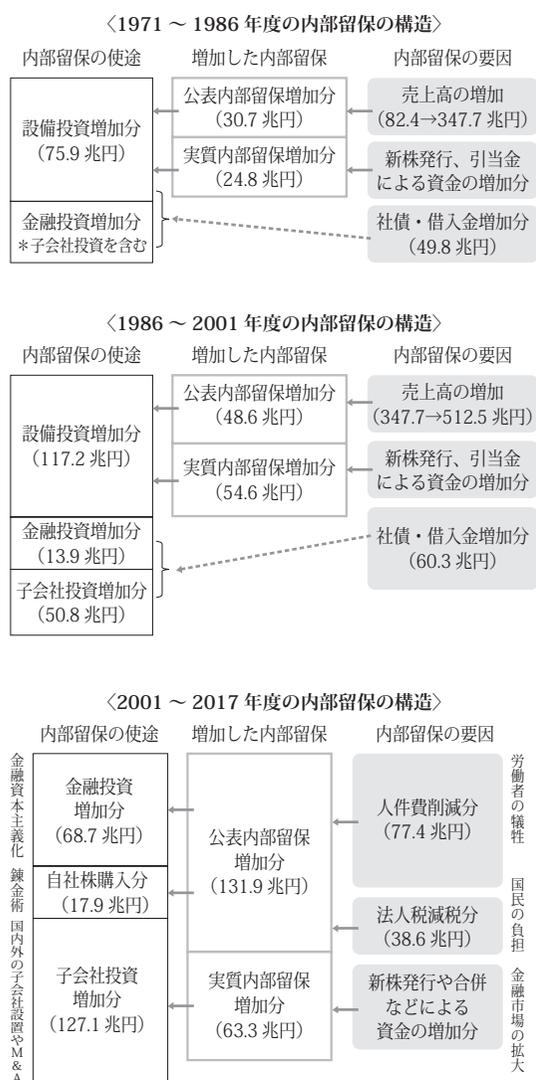
71～86年度は、売上高の増加を主たる要因として公表内部留保が増加し、実質内部留保と合わせた額が設備投資に回る構造となった段階である。投資の中心はあくまでも設備投資である。そこには社債や長期借入金も投入されている。金融投資については、法人企業統計に株式や投資有価証券などの項目が74年まで設けられていないので増加額を計算できず図には金額を入れていない(子会社投資はまだわずかな額であったと想定される)。

86～01年度は、前の段階と似た形で、売上高の増加とそこからの利益によって内部留保が形成された段階である。実質内部留保と合わせた留保部分が多額の設備投資に投下されている。前の段階ではほとんどなかった子会社投資が急に増加し始める点や、社債や借入金だけでなく新株発行などによる資金調達を活発に行われ、実質内部留保が増大した点に特徴が現われている。

01～17年度は、売上高の増大によるのではなく、主として人件費削減と法人税減税(計116.0兆円)によって内部留保が形成された段階である。公表内部留保の増加分131.9兆円の約88%が、労

働者の犠牲と国民の肩代わり負担によって形成されたと見ることができる。また実質内部留保（利益剰余金を除く）の増加分 63.3 兆円は、主として金融市場の拡大を背景にした新株発行や合併などから生じた資金である資本剰余金の増加（49.3 兆円）によるものである。それ以前の 2 つの期とはまったく異なった構造となっていることは一目瞭然である。日本経済の体質が大きく変化したといわねばならない。

図 5 増加した内部留保の要因と使途



特に、人件費の削減分と法人税の減税分の合計 116.0 兆円が、公表内部留保の増加のほぼ 9 割に匹敵するという数値は、かなり衝撃的である。仮に、人件費を削減せず、法人税減税もしなければ、21 世紀に入ってからの内部留保の増加はわずかしかなかったということになるからである。

先に見た、1971 ~ 86 年度、1986 ~ 2001 年度には公表内部留保が 30.7 兆円、48.6 兆円とそれぞれ増加していることと比べると、01 ~ 17 年度において推計ではあるが人件費削減と法人税減税がなければ内部留保の増加が 15.9 兆円にとどまるというのは、非常に意外な数値となっている。

しかし、人件費削減と法人税減税の要素がなければ内部留保が生まれなかったわけではない。2 つの要素がなくても 21 世紀以降の企業経営の中で一定額の内部留保の形成はありえた。実は内部留保になりえたであろう利益部分がほとんど配当に回ったと考えられる。

01 年度の配当金は 3.1 兆円であるが、表 1 にあるように、その後は急激に配当が増加し 17 年度には 17.5 兆円に達していることが分かる。86 ~ 01 年度の間の配当金が 2 兆円台 (2.0 兆円) から 3 兆円台 (3.1 兆円) へとゆるやかに増加しているのと同様に激増といつてよい。仮に、01 年度の配当金 3.1 兆円が 17 年度まで前の期と似た倍率となるよう每期 5 % ずつ増加したと想定すると 17 年度には 6.8 兆円となる。実際に支払われた配当金合計と漸増を想定した配当金合計の差額は 84.1 兆円になる。86 ~ 01 年度並みの配当の伸び率で今日まで来たとしたら、84.1 兆円が配当ではなく内部留保に回ったと考えられる。企業経営の中から生まれた利益は内部留保ではなく、多額の配当に回ってしまったことになる。その結果は、表 1 における配当金の 564.5 % という 01 ~ 17 年度の倍率にも現れている。

21 世紀以降、株主資本主義への急速な変容の

中で、大企業においては、株主への配当のみ増大しているのである。利益を株主の配当に回してしまう一方、それに代わる新たな利益を人件費削減と法人税減税によって生み出してきたといえる。まさに労働者への犠牲と国民の負担によって巨額の内部留保を形成してきたのが、21世紀以降の内部留保の構造であるといわねばならない。

7 内部留保の社会的活用

日本経済を阻害する過剰な内部留保

上で述べたように今日の内部留保は、日本経済を阻害するものに変容しつつある。その特徴は次の通りである。

- ・今日の内部留保は、労働者への人件費を削り、法人税減税をすることによって生まれたものである。
- ・労働者の給付の削減および法人税減税と抱き合わせの消費税増税は、いずれも消費を冷や込ませ国内市場を縮小させることになり、企業が過剰に蓄積した内部留保が国内市場の発展を妨げる役割を果たしている。
- ・大企業は内部留保を国内における生産的な投資に回しておらず、設備投資は2000年前後をピークに大幅に減少している。国内投資の減少は雇用の増大や国内市場の拡大に逆行するものである。内部留保はもっぱら金融投資や主として海外への子会社投資に回されている。金融投資は金融資本主義を加速させ、海外子会社投資はますます日本経済を空洞化させるものとなっている。
- ・海外での売り上げ増加により、大企業はこの間、最高益を更新しており、株価は上昇しているが、足元の国内では賃金は下がり消費は低迷している（小栗〔2018〕）。
- ・過剰な内部留保は、企業内部に富を蓄積する一方、労働者や国民に犠牲や負担を強いることにより、富の偏在を招き、経済格差の拡大をもたらしている。その結果、富の分配に著しい不正が生まれている。
- ・このまま内部留保の異常な増大を放置しては、国内経済の軌道を狂わせ発展を阻害するばかりである。

過剰な内部留保はこのような問題をもたらす元凶となっており、こうした内部留保の社会的な活用を考えるべきだという声が高まるのは当然のこととあってよい。

内部留保（特に利益剰余金）については、会社法上は、株主の分配請求権があるとされ、法形式的には株主のものであるように言われ、一部の株主からは内部留保を株主のために取り崩せという意見も出ているが、そうした議論は今日の実態とはかけ離れたものといわねばならない。現在では、企業（特に大企業）には社会的責任があり、社会に害をもたらすのを防ぐだけでなく社会や環境に対して積極的な貢献を果たすべきとの意見が強くなっている。独占禁止法、労働法、消費者法、環境法等の法領域では、法令順守を通じて社会的責任を企業に果たさせる枠組みが形成されてきている。会社法そのものにおいては社会的責任を条文中に織り込むべきという動きははまだ少数派であるが、法律全体で考えた場合、社会的責任を実現するような総合的な体制になっているというのが一般的理解であるといつてよい。

そうした観点から見れば、今日の内部留保が労働者や国民への所得の分配を歪めて生みだされたものであり、それが国民経済の健全な発展を阻害するものとなっている以上、社会的観点からの有効な活用を検討することが必要となっているといわねばならない。

活用可能な換金性資産

それではこうした内部留保の活用は実際に可能であろうか。もちろん内部留保といっても、その多くが様々な資産に形を変えており、その全額を活用することは不可能である。しかし、その中には換金可能な資産が含まれており、その活用を考えることは有効である。

そうした換金可能な資産を筆者は「換金性資産」と呼んでいる。換金性のある資産として、会計上では一般に流動資産や当座資産などがあげられるが、売上債権や棚卸資産は営業活動上の運転資金として必要なものであるため、ここでいう換金性資産からは除き、比較的自由に活用できる換金可能（売却可能）な資産を換金性資産としたい。それらは表1にあるような金融資産と自己株式である。

すなわち、現金・預金、有価証券、株式の内の金融投資部分、公社債（固定資産）、その他有価証券、自己株式を合計したものが換金性資産である。自己株式は現在では資産とされないが、処分（売却）により現金化できることから換金性資産に加えてある。

2001年度から内部留保が急増していくのであるが、それと軌を一にして換金性資産も大幅に増大してきた。推計で01年度68.3兆円から17年度155.0兆円にまで増加している。問題は内部留保と換金性資産の関係であるが、計算すると、17年度の公表内部留保の70%強が換金性資産によって占められていることが分かる。このことは内部留保の7割が活用可能な換金性資産からなっていることを示しているのである。今や、国家予算をはるかに超える155.0兆円が換金可能な資産として存在しているといえる。

内部留保の基本的な社会的活用策

内部留保は自由に使えるものではないとの見解

がまことしやかに通用しているが、いかに根拠のないものであるかは巨額の換金性資産の存在から明白となる。巨額の換金性資産はある意味で金余り状況を示しているのである。

内部留保のかつてない巨額な蓄積は、富の偏在と付加価値の歪んだ配分をもたらしたという意味で、経済格差を生む根本要因となっているといっても過言ではない。労働者の犠牲と国民の負担が続く限り、国内経済は疲弊していくばかりであろう。

したがって内部留保問題の根本的解決は、新自由主義的政策の転換にあるということが出来る。犠牲と負担を強いるのではなく労働者と国民の生活を豊かにすることを求めなければならない。そのためにはこれまでに蓄積した内部留保を何らかの方策で社会の側に取り戻して有効に活用することが必要となっている。内部留保は換金性資産として存在しているので、ほんの一部（数兆円）でも活用するだけで、非正規雇用を改善し、労働者への給付を拡大することが可能となる。内部留保問題の解決は、日本経済の新たな進路を切り開くことにつながるということが出来る^{*17}。

まず取り組むべきは、これ以上の内部留保の過剰な蓄積を止めさせ、過剰な内部留保の社会への還元を求める社会の声を高め、それによって内部留保の社会的活用を促すことである。労働者や国民の要求が強まれば、賃上げや雇用・労働条件の改善、下請け中小企業の取引条件の改善などの動きが生まれ、そこに内部留保が活用されることになる。内部留保の社会的活用には次のようなものが求められる。

(1) 賃上げ

G7各国のうち、2000年と比較すると、欧州諸国や米国等の水準はカナダの120%超をトップに110%台にあるのに対し、日本だけが下回った

賃金水準にある（小栗〔2018〕）。賃上げが行われれば消費も上向きとなり、国内市場も活性化させることができる。

（2）正規雇用の拡大と労働条件の改善

労働法制の改悪により非正規雇用が増大したことが内部留保の激増の引き金となったのであり、非正規に依存する経営方式を転換すべきである。正規雇用が拡大し、労働条件が改善されれば格差は正につながり、健全な日本経済を再構築することができる。

（3）中小企業に対する取引条件の改善

中小企業に対して、下請け単価の改善をはじめ様々な取引条件の改善を図ることができれば、内需拡大による地域経済の再生をもたらすことができる。

以上の社会的活用策は、内部留保を原資とすれば十分実施可能であり、日本経済の歪みを是正するための大きな取組みとなるであろう。

また政府の政策を転換させることも重要となる。大企業を優遇しても、内部に利益を留保したり海外投資にそれを使うばかりで、国民経済にとって何の効果ももたらさないことは明白である。法人税減税により生まれた資金は投資や雇用に回ることなく内部留保として生かされないまま蓄積されている。法人税減税から法人税増税に税制を転換させることが必要である（詳しくは本特集号の菅論文を参照されたい）。さらに減少している国内の投資を増加に転じていくには政府の政策的な誘導が必要である。内部留保を国内の新規投資や地域の潜在的な技術、福祉、教育に大胆に振り向けさせることで、新たな産業を育成しそこでの雇用を生み出すことこそが、求められる政策であろう（詳しくは木地論文を参照されたい）。

こうした内部留保の社会的活用を求めて、労働組合をはじめとした国民的な運動として発展させ

ていくことが求められている。

アメリカ、台湾、韓国での内部留保課税

しかし、それだけでは不十分である。これらの取り組みは内部留保をこれ以上積み増しさせないために大きな意味を持つものであるが、そうした取り組みとともに、内部留保そのものを適正な水準に抑えていくが必要になっている。そのためには、そうした内部留保の社会的活用を図ることとあわせて、内部留保への課税が考えられる。活用に向けた企業の協力が得られない状況が続くとすれば、日本経済全体の歪んだ軌道を修正するためには内部留保課税が重要な手段となる。そのための参考となる事例がアメリカ、台湾、韓国という身近な国々で存在しており、それらの経験に学ぶことが必要である。

これまであまり知られてこなかったが、内部留保課税はアメリカにおいて以前から行われている。歴史的には、すでに1913年関税法の段階から、合理的な必要性を超えた内部留保への付加税がなされたという。石村によれば、それ以来、アメリカにおいては今日まで内部留保課税が行われてきた（石村〔2013〕）。特に大きな論議を呼んだのは、経済改革（ニューディール政策）の一環として1934年ルーズベルト大統領によって提起された留保利益課税の構想である。当初の構想は、法人税、超過利潤税等を廃止し、累進的な留保利益税（undistributed earnings tax）に置き換えるというものであった。しかし、法案は上院での保守派の反対により、既存の法人課税を温存したまま付加的な留保利益税が課されるという、限定的なものにされたうえで実施に至ったとされる（諸富〔2004〕〔2005〕、大石〔2015〕）。その後、アメリカでは、今日まで、そうした課税制度は続けられており、1954年以降、「留保金課税（accumulated earnings tax）」として内国歳入法（IRC531～

537条)に規定されている(石村〔2013〕)。その目的は、租税回避目的で法人企業において過剰な内部留保がなされた場合に対する懲罰課税であり、20%が課されてきた。現在実施されているアメリカの内部留保課税制度については、本特集号に掲載された石村論文において詳しく論じられているので参照されたい。アメリカの経験は内部留保への課税策を考える上で大いに参考になるといわねばならない。

こうした内部留保課税は台湾においても実施されている。台湾では1998年から、営利事業所得税の中に、毎期の内部留保増加額に10%の課税がなされる制度が導入されている(2018年からは5%)。すでに実施は20年に及んでおり、台湾における重要な税源の1つとなっている。詳しくは本特集号に掲載されている許・小栗論文を参照されたい。

また最近では2014年から韓国で企業所得還流税制という名称の内部留保課税が実施されている。2008年から法人税が25%から22%に引き下げられたが、そうした減税が投資や雇用の創出とならなかったとして、企業に蓄積された所得(内部留保)を社会に還流させることを目的として導入された税制である。対象は資本金500億ウォン以上の約4000社の大企業である。内部留保に一定の基準率を乗じた額から投資や賃金、配当の増加分を控除したものに11%の税率をかけるというものである。2018年にはさらに、土地に対する投資や配当は控除の対象から除き税率を22%とするなど改正も行われ、設備投資の増加や賃上げに内部留保を活用する方向で税制の性格をより

強めていると思われる。

このように内部留保課税は決して無謀な措置ではなく大いに見習うべき税制であるといわねばならない。日本でもこれまで資本金1億円以上の同族会社の内部留保増加額には10~20%の課税がされており、内部留保課税は租税論的に見ても妥当な課税方法の1つであるといえる。それらを手掛かりに内部留保課税について考えることはきわめて重要である*¹⁸。

内部留保への課税の論理

しかし内部留保への課税については、様々な意見や批判があるであろう。というのはすでに法人税制により毎期の純利益に課税されており、税引後の利益のうち社内に留保された利益が内部留保となるからである。その内部留保に課税するとなれば法人税の他にさらに課税されることになり、二重課税であるとの批判がなされるのは明らかである。

日本の法人税法は法人擬制説(会社を株主の集合体と見る説)の立場から、理論上は利益がほとんど株主へ配当として回ることを想定し、法人への課税と株主個人の配当所得への課税の2段階課税の仕組みを作ってきた。19世紀末の株式会社では、その利益の大半が株主に配当されていたが、法人擬制説は当時の経験にもとづくものである。税法の建前は、本来は利益が配当として株主にすべて分配されることを前提としてきた。したがって、配当がなされた後に株主の個人所得に課税されるのが税法の基本となるが、その前段階において法人に課税する法人税も歴史的に形成さ

〈1段階目(前取り)〉

法人の当期利益への課税(法人税)

〈2段階目〉

配当への課税(個人所得税)

内部留保(課税されず)

れてきた。それは法人擬制説の想定が実態に合わなくなっていくからであり、その意味で現在の法人と個人に対する所得課税は次のような2段階型の課税方式に修正されているといつてよい。

法人への課税は株主への課税の「前取り」としてしばしば説明される^{*19}。その結果、1段階目で法人の当期利益に課税がなされ、2段階目で利益が配当された株主のレベルでの個人所得に課税が行われる仕組みが作られたのである。しかし上で見てきたように、実際にはほとんどが内部留保に回るのが実態であり、その分は配当となって個人所得に課税されることはない。つまり、1段階目の法人課税で終わってしまっているのである。配当されずに内部留保となる割合は相対的に大きいと考えられる。

また2段階目の配当された先にも問題がある。日本の上場企業における個人株主の比率は17.5%にすぎないからである（日本投資グループ「2015年度株式分布状況調査」）。残りの82.5%はすべて法人や金融機関によって保有されている。個人株主の場合はその所得に課税がなされるが、法人・金融機関の多くは非課税ないしは小額の課税となっていると想定される。つまり、配当された場合でも課税されない部分が多く存在しているといえることができる。

日本での同族会社の内部留保への課税は、同族会社の役員が個人レベルでの利益配当への課税を避けることで会社に利益を留保しようとする租税回避操作を防ぐために行われる。この内部留保課税は、1段階目で終わることの多い同族会社の留保利益に2段階目の課税を課すものといえる。台湾での内部留保課税も同じ趣旨のものであると考えられる。このような内部留保課税は2段階目の配当課税の代わりとなるものであるといわねばならない。

法人擬制説に立ったとしても、株主に配当され

ず課税されないままの内部留保分について個人所得税の代わりに課税することは妥当であるといわねばならない。それを二重課税であるとする意見は当たらない。このように見れば、内部留保課税は虚構的な法人擬制説の盲点を埋める課税であるといっても過言ではない。

他方、法人実在説（法人を株主とは別の実在と見る説）の場合はどうであろうか。実はアメリカの法人税制は法人実在説に立って作られている。実在説に立つと内部留保課税は二重課税とはみなされない。法人への課税と個人への課税は、それぞれが実在する課税対象であることから別々の課税とみなされるのである。したがってアメリカの法人税制では個人所得税と同様に累進課税がなされてきた（ただしトランプ税制においては一律税率が導入された）。

以上のように、内部留保課税は、法人実在説はもちろんのこと、現在のような修正された法人擬制説においても二重課税とはならないのである。あえていえば内部留保課税は法人税制と個人所得税制の間の盲点を埋める課税であるといえることができる（台湾の営利事業所得税はそのような論理によって成り立っている）。

8 おわりに—社会的活用への提言

以上のような検討を踏まえて本稿では内部留保課税の導入を提言したい。すでに述べたように、内部留保の社会的活用の基本は、企業による賃上げや雇用の改善、投資拡大について自発的・協力的な取り組みを要請することにある。しかし現状はそれぞれの企業が景気の不確定な動向や様々なりリスクを恐れるあまり、不安に駆られ資金を貯め込もうとする傾向にある。また多くの企業は、90年代不況を脱する中で日本的な雇用慣行を捨てて、人件費を削ることで利益を上げようとする経営方式を取り続けてもいる。世論が過剰な内部留

保への警鐘を鳴らしているにもかかわらず、依然として内部留保は増大の一途をたどっているのである。これ以上の内部留保の積み上げを止めさせ、内部留保を多少なりとも社会的な活用の場に持ち出すには、政府の政策が不可欠となっている。

アメリカのルーズベルト大統領は、ニューディール政策の中で「富の巨大な蓄積は個人と家族の保護という観点から正当化できない」（税制教書）として租税を通じた社会統制（Social Control）を目指したが、内部留保課税はその一環となった（諸富〔2004〕〔2005〕）。我々もそうした経験に学んで、日本経済の歪みを正すような内部留保課税を構想すべきである。

事例としては最近の韓国の試みが1つのモデルとして参考になる。韓国では企業減税が賃上げや投資の効果を果たさなかったことから、それを再び社会の側に還流させるために内部留保税制（企業所得還流税制）が導入された。日本では法人減税が経済効果をもたらしていないにも関わらず、放置されたままにされていること比べると、韓国の政策は先進的である。また韓国の内部留保課税はすべての企業ではなく、大企業に限定した課税となっている点も重要なポイントとなる。それは富の偏在をもたらす中心が大企業にあることに対応していると思われる。さらに投資と賃金の増加を促す課税方式となっていることも、内部留保の社会的活用への大きな示唆を与えている。韓国の

場合、当初は配当の増加も控除の対象となっていたが2018年改正では配当増加は削除されている。それに対して台湾の事例は、配当を増加させる要素を内部留保課税がかなり含んでいる。台湾の場合、70%以上の個人株主が存在しているので、配当の増加は個人への資金の還流となって経済を押し上げる効果があると思われる。日本の場合は、株式市場の構造上そうした効果は期待できないので、本稿では韓国タイプの内部留保課税が日本には妥当するのではないかと考えている。

内部留保税制を制度設計するには、税法の専門家を交えた実際的かつ政策的な議論が必要であることはいうまでもない。本稿の提言は、なおその入り口にとどまる議論に過ぎず、具体的な課税の方式にまで議論をすることができなかったが、こうした問題提起を契機に内部留保問題の論議が活発化することを願うものである。

内部留保課税が実施されるならば、それによって過剰な内部留保に歯止めをかけ企業の付加価値の配分をバランスのとれたものに転換するとともに、税収から生まれる財源を経済の活性化に活用することができるのではないかと考えられる。内部留保の活用は、日本経済の活性化のための起爆剤となるだけでなく、新しい企業のあり方への変革を企業に促すものとなるであろう。

（おぐり たかし・労働総研常任理事・駒澤大学教授）

* 1 麻生内閣時の河村官房長官は「内部留保はこういうときに活用を」と発言している（「朝日新聞」2009年1月30日）。また麻生首相も当時の国会答弁で「内部留保の扱いについては（企業に意見）を重ねて言わねばならぬところ」と述べている。

* 2 マルクスは『資本論』第1巻第7篇を「資本の蓄積過程」とし、その第22章「剰余価値の資本への転化」において「資本蓄積」を次のように定義している。「これまでは、どのようにして剰余価値が資本から生ずるかを考察しなければならなかったが、今度は、どのようにして資本が剰余価値から生ずるかを考察しなければならない。剰余価値の資本としての充用、または剰余価値の資本への再転化は、資本の蓄積と呼ばれる」（『資本論』大月書店版、第1巻、754ページ）。大谷〔2001〕201～203ページ参照。「資本蓄積」は資本主義的發展を貫く法則であり、資本蓄積は資本の集積、集中へと展開する。マルクスは「資本の蓄積は同時に資本の集積と集中とを伴った」と述べている（同上846ページ）。

- * 3 大谷〔2001〕201 ページ。
- * 4 マルクスは、剰余価値生産に活用することができない資本が増大することについて次のように述べている。「増大した資本が、増大する前と同じかまたはそれよりも少ない剰余価値量しか生産しなくなれば、そこには資本の絶対的な過剰生産が生ずるわけであろう」（『資本論』大月書店版、第3巻315ページ）。このような資本は過剰資本と呼ばれる。
- * 5 そうした現代的な観点から内部留保を経済学的に論じているのは大木〔2012〕である。
- * 6 その詳細な検討については嶋〔2007〕参照。
- * 7 筆者が参考の1つにしているのは木村和太郎であるが、木村〔1972〕は、資本剰余金を資本市場からの収奪と捉える見解を示している（18ページ）。
- * 8 小栗・谷江〔2010〕103 ページで、資本剰余金で配当する企業の事例をあげている。いずれも損失により利益剰余金がマイナスになったため、資本準備金を取り崩して配当支払いを行った事例である（出所は「日本経済新聞」2009年6月4日）。

	最終損益	利益剰余金	年間配当金	(単位百万円、▲はマイナス)
学 研	1,979	▲ 639	845	
サンリオ	▲ 1,885	▲ 186	873	
石塚硝子	▲ 2,026	▲ 675	105	
シダックス	▲ 2,499	▲ 2,499	613	
フォーバル	▲ 2,697	▲ 1,353	172	
東京機械製作所	▲ 6,096	▲ 2,882	359	
マルハニチロ	▲ 8,159	▲ 7,178	1,524	
第一三共	▲ 264,662	▲ 252,370	56,315	

- * 9 大橋〔2005〕は、資産の含み益を実質内部留保に含めるべきことを提起している。
- * 10 小栗・谷江〔2010〕参照。
- * 11 法人企業統計の考える内部留保との違いは資本準備金まで加えている点および自己株式を控除していない点であり、その他の項目は法人企業統計と同じものを内部留保としている。算出方法やその根拠については、小栗・谷江・山口〔2015〕25～27 ページ参照。
- * 12 電機産業大手6社、自動車大手4社の投資有価証券と関係会社株式の金額を総計し、その割合を計算したところ、24.2対100となりほぼ1対4の割合となった。集計企業は、電機では日立製作所、東芝、三菱電機、パナソニック、ソニー、シャープの6社、自動車ではトヨタ、日産自動車、本田技研工業、マツダの4社である。純粋の投資部分と子会社・関連会社株式の割合は平均すると約1対4であるので、株式のうちの5分の1を金融投資として推計している。
- * 13 約270万社の法人企業全体でも同じようなことがいえる。1人当りの給付のピークは97年度の459万円であるが、15年度には過去20年間の中でも最低の418万円になっている。
- * 14 減価償却費も外部購入した固定資産の費用化したものであるので、差し引くことが必要となる。「法人企業統計」でも売上総利益から減価償却費をマイナスすると付加価値に近い数値となる。
- * 15 国税である法人税をベースに地方税である住民税・事業税が算定されるが、それらを含めた実際の税率を実効税率と呼ぶ。地方自治体によって、税率が異なるが、本稿では本社の集中する東京の税率を使っている。2004年からは事業税の中に外形標準課税が入り計算が複雑になっている。
- * 16 消費税の増税は、7年に3%から5%、14年に5%から8%へと改訂されているが、それと前後するように法人税減税が行われている。消費税増税と法人税減税とが抱き合わせであることは明らかである。
- * 17 内部留保を「日本経済の好循環の糧」とすることが求められているのであるが、その点については藤田〔2015〕参照。
- * 18 東大名誉教授の醍醐も内部留保課税の必要性を論じている（醍醐〔2013〕参照）。
- * 19 三木は、法人税は「出資した人たちの持分に対する所得税の前取り」と述べている（三木〔2011〕9ページ）。

【参考文献】

- 石村耕治〔2013〕「法人留保金課税制度の日米比較」『白鷗大学法科大学院紀要』第7号。
- 大石桂一〔2015〕『会計規制の研究』中央経済社。
- 大木一訓〔2012〕「『内部留保』の膨張と21世紀日本資本主義」『経済』2012年9月号。
- 大谷禎之介〔2001〕『図解 社会経済学—資本主義はどのような社会システムか』桜井書店。
- 大橋英五〔2005〕『経営分析』大月書店。
- 小栗崇資〔2009〕「内部留保の雇用への活用は可能か」『経済』2009年5月号。
- ———〔2011〕「震災復興のための内部留保の活用」『経済』2011年6月号。
- ———〔2012〕「内部留保分析の現代的課題—内部留保の実態とその活用」『中央大学商学論纂』第53巻第5・6号。
- ———〔2017〕「日本経済における内部留保の構造—過剰な蓄積とその活用」『経済』2017年11月号。
- ———〔2018〕「3月期決算の歪んだ収益構造」『経済』2018年8月号。
- 小栗崇資・谷江武士〔2010〕『内部留保の経営分析—過剰蓄積の実態と活用』学習の友社。
- 小栗崇資・谷江武士・山口不二夫編著〔2015〕『内部留保の研究』唯学書房。
- 木村和太郎〔1972〕『科学としての会計学（上）』有斐閣。
- 嶋和重〔2007〕『戦後日本の会計制度形成と展開』同文館出版。
- 醍醐聡〔2013〕「内部留保への課税」『会計』第184巻第6号。
- 藤田宏〔2015〕『財界戦略とアベノミクス—内部留保はどう使われるか』本の泉社。
- 三木義一編著〔2011〕『よくわかる法人税法入門』有斐閣選書。
- 諸富徹〔2004〕「政策課税論序説」京都大学『財政と公共政策』第35号。
- 諸富徹〔2005〕「政策課税としての法人課税—ニューディール期の「留保利潤税」の思想と現実を中心に」納税協会連合会「税に関する論文」奨励賞受賞論文。